

教育委員会の点検・評価制度について

平成20年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部を改正する法律が施行されました。

改正地教行法では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、「毎年、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行について、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに市民に公表しなければならない。」としています。

【学識経験者の知見の活用】

教育に関し、学識経験者を有する者の知見の活用については、点検・評価の客観性を確保するためのもの。

その活用方法については、評価の方法や結果に対して、学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、教育委員会の創意工夫により対応する。

学識経験者は、教育委員や現職教員、教育委員会事務局職員等でない者で、教育に関して公正な意見を述べることができる者であって、あくまでも評価の客観性を確保する趣旨によるもので、必ず教育経験者や大学の研究者などの教育について、専門家の必要はない。

【目的】

点検・評価を実施することにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民から信頼される教育行政を推進することを目指します。

行政評価による行政経営のマネジメントサイクルのイメージ

